

《入札条件》

(1) 入札保証金	免除
(2) 入札違約金	落札者が契約を締結しないときは、落札者は落札金額(落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として納入のこと。
(3) 契約保証金	免除
(4) 入札書の記載及び提出方法	① 入札書は所定の様式を使用すること。 入札書の提出は、持参又は郵送(「郵便等入札試行要領」に基づき、入札書を指定した場所及び入札書到達期限までに到達するように送付すること。)とする。 ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③ 入札回数は、初度を含めて3回までとする。再度入札を実施する場合は、郵送等によらず、指定する日時及び場所に入札書を持参すること。
(5) 開札について	① 開札時の立会は、任意とするが、当該入札に関係のない者の立会は認めない。 ② 開札時に立会する場合、入札の公告に記載された時刻までに開札場所に入場すること。
(6) 落札者の決定方法	開札後落札決定を保留とし、予定価格以上で、最高の価格をもって入札した者を落札候補者として入札参加資格の審査を行い、資格を有すると認めた場合はその者に落札決定する。なお、最高の価格で入札した者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。当該入札者のうち、くじを引かない者(開札に立会っていない者も含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
(7) 契約の締結	落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとする。
(8) 特記事項 公正な入札の確保等	公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、入札者は、上下水道局が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。 ① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。 ② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。 ③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
(9) その他	・再度の入札において、その入札が1である場合は無効とする。 ・その他必要事項は仕様書において説明するとおりとし、入札条件、入札心得を承諾のうえ入札すること。